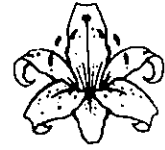


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年 4 月 2 日 (火曜日)

定期 第 499 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○告示	
コイの持ち出しの禁止に係る水域 (環境農政・水産課)	307
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項の規定による申出の撤回 (健康医療・医療整備・人材課)	308
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療整備・人材課)	308
都市計画事業の認可 (3 件) (県土整備・都市計画課)	308
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	310
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	310
建築基準法による指定を受けた道路の廃止 (県土整備・建築指導課)	311
神奈川県出納職員公印の新調 (3 件) (会計・指導課)	312
○公告	
都市計画公聴会規則による公聴会の開催 (3 件) (県土整備・都市計画課)	312
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	316
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	316
コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)	316
○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (2 件) (会計・調達課)	317
落札者等の公告 (教委・歴史博物館)	321
落札者等の公告 (教委・保土ヶ谷高等学校)	321

## 告 示

### 神奈川県告示第254号

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (令和 6 年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号) に基づき、水域を次のとおり定め、令和 6 年 5 月 6 日から施行する。

令和 6 年 4 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 多摩川の本流及び支流の区域
- 2 鶴見川の本流及び支流の区域
- 3 相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げる基点 A B 及び C D の直線から上流の相模川の支流の区域を除く。  
 点の位置  
 基点 A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端  
 基点 B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端  
 基点 C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端  
 基点 D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端
- 4 帷子川の本流及び支流の区域
- 5 大岡川の本流及び支流の区域

- 6 下山川の本流及び支流の区域
- 7 滑川の本流及び支流の区域
- 8 境川の本流及び支流の区域
- 9 引地川の本流及び支流の区域
- 10 金目川の本流及び支流の区域
- 11 葛川の本流及び支流の区域
- 12 入江川の区域
- 13 滝の川の区域
- 14 南台川の区域
- 15 横浜市保土ヶ谷区狩場町213の横浜市児童遊園地の池の区域
- 16 横浜市金沢区富岡東二丁目 9 の富岡総合公園の池の区域
- 17 横浜市港北区菊名一丁目 8 の 1 の菊名池公園の菊名池の区域
- 18 横浜市青葉区もえぎ野 7 番地 1 のもえぎ野公園の池の区域
- 19 横浜市都筑区中川四丁目19の山崎公園の池の区域
- 20 横浜市都筑区南山田一丁目 5 の徳生公園の池の区域
- 21 19及び20の池を結ぶ横浜市都筑区北山田四丁目27のくさぶえのみちの水路の区域
- 22 大和市上草柳字篠山1, 079番地の引地川公園の泉の森のしらかしの池、湿生植物園の池及びホテルの小川の区域
- 23 綾瀬市落合南九丁目339の綾南公園の池の区域
- 24 中郡大磯町国府本郷551番地 1 の大磯城山公園の不動池の区域

神奈川県告示第255号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による申出を撤回する旨の届出があった。

令和6年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

名称	所在地
聖マリアンナ医科大学東横病院	川崎市中原区小杉町3-435

神奈川県告示第256号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表聖マリアンナ医科大学東横病院の項を削る。

神奈川県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年4月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 5 その他

関係図書は、令和 6 年 4 月 5 日(金)から同月 26 日(金)までの間、神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び伊勢原市都市部都市政策課において閲覧することができます。

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 4 月 2 日

神奈川県平塚土木事務所長 近 藤 充 志

開発区域に含まれる地域の名称	中郡大磯町国府新宿字森ノ下 749 の 1 ほか 5 筆
開発区域の面積	992.44 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市藁平 16 の 28
開発許可を受けた者の氏名	有限会社プロジェクト 1 代表取締役 横山 哲郎
開発許可年月日及び許可番号	令和 6 年 1 月 18 日 神奈川県指令平土第 610075 号

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 4 月 2 日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市上土棚中 4 - 2, 295 の 1 ほか 2 筆及び 4 - 2, 296 の 1 ほか 2 筆の各一部
開発区域の面積	2,062.67 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	綾瀬市上土棚中 4 - 10 の 40
開発許可を受けた者の氏名	鈴木 光雄
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 5 年 2 月 27 日 神奈川県指令厚土東第 610102 号 (令和 6 年 1 月 18 日 神奈川県指令厚土東第 610092 号)

## 神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。

令和 6 年 4 月 2 日

神奈川県内水面漁場管理委員会  
会長 井 貫 晴 介

## 1 指示内容

## (1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)で、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上を考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く。)においては、

神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの限りでない。

(7) 汚染水域由来でないこと。

(イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ロ) コイヘルペスウイルス病に関し、PCR検査又はLAMP法で陰性が確認されたコイ群に属すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和 6 年 5 月 6 日から令和 7 年 5 月 5 日まで

## 入 札 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 6 年 4 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

捜査支援カメラシステムの借入れ 仕様書によります。

(2) 借入期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

(3) 借入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができません。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争